

第237期 中間決算公告

平成23年12月9日

長崎市銅座町1番11号

株式会社 十八銀行

代表執行役 宮 脇 雅 俊
頭 取

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	76,988	預 金	2,108,879
コールローン	42,000	譲渡性預金	105,834
買入金銭債権	954	コールマネー	2,682
商品有価証券	110	債券貸借取引受入担保金	14,731
金銭の信託	4,971	借 用 金	15,004
有 価 証 券	965,255	外 国 為 替	59
貸 出 金	1,273,698	社 債	8,000
外 国 為 替	3,928	そ の 他 負 債	24,420
そ の 他 資 産	17,804	未 払 法 人 税 等	105
有形固定資産	38,640	リ ー ス 債 務	2,293
無形固定資産	3,846	そ の 他 の 負 債	22,021
繰延税金資産	10,228	退職給付引当金	9,356
支払承諾見返	6,599	偶発損失引当金	1,492
貸倒引当金	△ 19,941	睡眠預金払戻損失引当金	251
投資損失引当金	△ 82	再評価に係る繰延税金負債	7,629
		支 払 承 諾	6,599
		負 債 の 部 合 計	2,304,941
		（純資産の部）	
		資 本 金	24,404
		資 本 剰 余 金	20,282
		資 本 準 備 金	19,914
		そ の 他 資 本 剰 余 金	367
		利 益 剰 余 金	63,089
		利 益 準 備 金	7,531
		そ の 他 利 益 剰 余 金	55,558
		別 途 積 立 金	50,000
		固定資産圧縮積立金	135
		土地特別積立金	158
		繰越利益剰余金	5,263
		自 己 株 式	△ 1,982
		株 主 資 本 合 計	105,793
		その他有価証券評価差額金	5,430
		繰延ヘッジ損益	△ 748
		土地再評価差額金	9,585
		評価・換算差額等合計	14,266
		純 資 産 の 部 合 計	120,060
資 産 の 部 合 計	2,425,001	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,425,001

中間損益計算書

〔 平成23年4月1日 から
平成23年9月30日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		23,631
資 金 運 用 収 益	17,595	
(うち貸出金利息)	(11,798)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,696)	
役 務 取 引 等 収 益	3,140	
そ の 他 業 務 収 益	1,771	
そ の 他 経 常 収 益	1,123	
経 常 費 用		19,224
資 金 調 達 費 用	1,242	
(うち預金利息)	(695)	
役 務 取 引 等 費 用	1,369	
そ の 他 業 務 費 用	683	
営 業 経 費	13,648	
そ の 他 経 常 費 用	2,280	
経 常 利 益		4,406
特 別 利 益		0
特 別 損 失		142
税 引 前 中 間 純 利 益		4,264
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		20
法 人 税 等 調 整 額		1,607
法 人 税 等 合 計		1,628
中 間 純 利 益		2,635

個別注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てて

おります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,552百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,612百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は608百万円、延滞債権額は35,947百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は38百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,188百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,782百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,627百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、26,471百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 116,850百万円
担保資産に対応する債務
預金 3,750百万円
債券貸借取引受入担保金 14,731百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,816百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は579百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、391,699百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが385,272百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,929百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,658百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益413百万円、償却債権取立益308百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却1,001百万円を含んでおります。
3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、「減損損失」として特別損失に107百万円を計上しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	52,278	56,182	3,904
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	34,397	35,808	1,410
	その他	-	-	-
	小計	86,676	91,991	5,315
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	100	99	△ 0
	その他	-	-	-
	小計	100	99	△ 0
合計		86,776	92,091	5,315

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,586

3. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	9,142	6,922	2,220
	債券	731,254	717,838	13,415
	国債	498,916	490,336	8,580
	地方債	136,065	132,025	4,040
	短期社債	-	-	-
	社債	96,272	95,477	794
	その他	41,898	40,220	1,677
	外国債券	41,016	39,381	1,635
	その他	882	839	42
	小計	782,295	764,981	17,313
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	12,609	18,618	△ 6,009
	債券	49,499	49,705	△ 205
	国債	6,039	6,044	△ 4
	地方債	14,525	14,543	△ 18
	短期社債	-	-	-
	社債	28,934	29,116	△ 182
	その他	30,853	32,836	△ 1,983
	外国債券	22,493	23,073	△ 579
	その他	8,359	9,763	△ 1,403
	小計	92,961	101,160	△ 8,198
合計		875,257	866,142	9,115

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,432
その他	203
合計	1,635

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、または、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があるとして認められる場合を除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期における減損処理額は 998 百万円（うち株式 998 百万円）であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	13,132 百万円
退職給付引当金	3,782 百万円
減価償却	657 百万円
株式有税償却	1,115 百万円
偶発損失引当金	603 百万円
その他有価証券評価差額金	2,139 百万円
繰越欠損金	1,255 百万円
その他	<u>1,792 百万円</u>
繰延税金資産小計	24,478 百万円
評価性引当金	<u>△ 8,332 百万円</u>
繰延税金資産合計	16,146 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△ 94 百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 5,824 百万円</u>
繰延税金負債合計	△ 5,918 百万円
繰延税金資産の純額	<u>10,228 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	685 円 29 銭
1株当たり中間純利益金額	14 円 96 銭

(自己資本比率関係)

国内基準に係る単体自己資本比率	13.80%
-----------------	--------

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

- ・ 十八総合リース (株)
- ・ 十八ビジネスサービス (株)
- ・ 長崎保証サービス (株)
- ・ (株) 十八カード
- ・ 十八キャピタル (株)
- ・ 十八ソフトウェア (株)
- ・ (株) 長崎経済研究所

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

中間連結貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	77,198	預 金	2,102,689
コールローン及び買入手形	42,000	譲渡性預金	105,834
買入金銭債権	954	コールマネー及び売渡手形	2,682
商品有価証券	110	債券貸借取引受入担保金	14,731
金銭の信託	4,971	借 用 金	21,945
有価証券	964,456	外 国 為 替	59
貸 出 金	1,270,369	社 債	8,000
外 国 為 替	3,928	そ の 他 負 債	29,490
リース債権及びリース投資資産	12,520	退職給付引当金	9,513
そ の 他 資 産	20,797	偶発損失引当金	1,492
有形固定資産	38,426	睡眠預金払戻損失引当金	251
無形固定資産	4,209	利息返還損失引当金	102
繰延税金資産	10,538	繰延税金負債	0
支払承諾見返	6,935	再評価に係る繰延税金負債	7,629
貸倒引当金	△ 23,398	支 払 承 諾	6,935
		負債の部合計	2,311,358
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,404
		資 本 剰 余 金	20,275
		利 益 剰 余 金	63,627
		自 己 株 式	△ 1,982
		株 主 資 本 合 計	106,325
		その他有価証券評価差額金	5,431
		繰延ヘッジ損益	△ 748
		土地再評価差額金	9,564
		その他の包括利益累計額合計	14,247
		少 数 株 主 持 分	2,086
		純資産の部合計	122,659
資産の部合計	2,434,018	負債及び純資産の部合計	2,434,018

中間連結損益計算書

平成23年4月1日から

平成23年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	27,296
資 金 運 用 収 益	17,703
(うち貸出金利息)	(11,904)
(うち有価証券利息配当金)	(5,698)
役 務 取 引 等 収 益	3,414
そ の 他 業 務 収 益	5,036
そ の 他 経 常 収 益	1,142
経 常 費 用	22,305
資 金 調 達 費 用	1,296
(うち預金利息)	(694)
役 務 取 引 等 費 用	1,195
そ の 他 業 務 費 用	683
営 業 経 費	16,868
そ の 他 経 常 費 用	2,261
経 常 利 益	4,991
特 別 利 益	0
特 別 損 失	143
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	4,848
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	114
法 人 税 等 調 整 額	1,681
法 人 税 等 合 計	1,795
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	3,052
少 数 株 主 利 益	444
中 間 純 利 益	2,608

連結注記表

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
そ の 他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産については、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上

の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,552 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
----------	---

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(11) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号平成 19 年 3 月 30 日）第 81 項に基づき、平成 20 年 3 月末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。なお、同適用指針第 80 項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は 55 百万円多く計上されております。

(12) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当事項はありません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の出資金を除く) 27百万円
2. 貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は980百万円、延滞債権額は37,712百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

3. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は38百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は9,188百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,921百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,627百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、26,471百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 116,850百万円

リース投資資産 4,907百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,750百万円

債券貸借取引受入担保金 14,731百万円

借入金 2,987百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,816百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は579百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、411,825百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが405,398百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の

路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,968 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,000 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 8,000 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,658 百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 556 百万円及び償却債権取立益 312 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却 1,001 百万円を含んでおります。
3. 継続的な地価の下落及び貸与資産の未使用等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について「減損損失」として特別損失に 107 百万円を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
長崎県内	事業用資産等	土地建物	1
	遊休資産	土地建物	34
長崎県外	事業用資産等	土地建物	2
	遊休資産	土地建物	68

事業用資産については、営業店単位（ただし、個人特化店・出張所等は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一体として）をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額及び使用価値によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 1.35%で割り引いて算定しております。

4. 中間連結業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益は 4,697 百万円であります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	77,198	77,198	—
(2) コールローン及び買入手形	42,000	42,000	—
(3) 有価証券	962,542	967,857	5,314
満期保有目的の債券	87,281	92,595	5,314
その他有価証券	875,261	875,261	—
(4) 貸出金	1,270,369		
貸倒引当金(※1)	△20,424		
	1,249,945	1,273,296	23,351
(5) リース債権及びリース投資資産	12,520		
貸倒引当金(※1)	△128		
	12,392	12,202	△189
資産計	2,344,078	2,372,555	28,477
(1) 預金	2,102,689	2,103,262	△572
(2) 譲渡性預金	105,834	105,834	—
(3) コールマネー及び売渡手形	2,682	2,682	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	14,731	14,731	—
(5) 借入金	21,945	22,085	△140
(6) 社債	8,000	8,216	△216
負債計	2,255,883	2,256,813	△929
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(827)	(827)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(231)	(231)	—
デリバティブ取引計	(1,059)	(1,059)	—

(※1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を、それぞれ控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
自行保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を金利スワップのレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

変動利付国債について、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において引き続

き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、合理的に算定された価額により評価しております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,654百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した複数の証券会社により提示されたものであり、一般に広く普及している理論値モデル（国債の利回り等から推計した将来発生するキャッシュ・フローを現在価値に割り引く一般的な理論値モデル）を使用して算定されております。なお、主な価格決定変数は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティであります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース料債権について種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額から維持管理費相当額を控除した額を、債務者区分ごとに同様の新規取引を行った場合に想定される運用利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、劣後特約付ローンはほぼ同じ契約期間である劣後特約付社債の市場価格を参考に現在価値を算定しております。その他の固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、金利スワップのレートで割り引いて現在価値を算出してしております。

(6) 社債

当行の発行する社債（劣後特約付社債）の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	1,709
②組合出資金(※3)	204
合 計	1,913

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	52,278	56,182	3,904
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	34,397	35,808	1,410
	その他	-	-	-
	小計	86,676	91,991	5,315
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	505	504	△0
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	100	99	△0
	その他	-	-	-
	小計	605	604	△0
合計		87,281	92,595	5,314

2. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,146	6,923	2,223
	債券	731,254	717,838	13,415
	国債	498,916	490,336	8,580
	地方債	136,065	132,025	4,040
	短期社債	-	-	-
	社債	96,272	95,477	794
	その他	41,898	40,220	1,677
	外国債券	41,016	39,381	1,635
	その他	882	839	42
	小計	782,299	764,983	17,316
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12,609	18,618	△6,009
	債券	49,499	49,705	△205
	国債	6,039	6,044	△4
	地方債	14,525	14,543	△18
	短期社債	-	-	-
	社債	28,934	29,116	△182
	その他	30,853	32,836	△1,983
	外国債券	22,493	23,073	△579
	その他	8,359	9,763	△1,403
小計	92,961	101,160	△8,198	
合計		875,261	866,143	9,118

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについては、①時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合、又は、②時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落している場合で、有価証券発行会社の財務状況や過去の時価の推移等を勘案し、時価の回復可能性があると思われる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、998 百万円 (うち、株式 998 百万円) であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	688円22銭
1株当たり中間純利益金額	14円80銭

(自己資本比率関係)

国内基準に係る連結自己資本比率	13.76%
-----------------	--------